

陳 情 文 書 表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第158号（7.9.17） 児童養護施設で行われた虐待事件の検証等を求める陳情
陳 情 の 要 旨	児童養護施設で行われた虐待事件について、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく外部専門的第三者委員会を設置し、調査・検証を行い、結果を公表すること。
陳 情 者 の 住 所 及び氏名	神戸市西区 中 西 洋 昭
送 付 委 員 会	教育こども委員会

2025年9月17日

神戸市議会議長 様

神戸市西区

中西 洋昭

陳情書 (7回目)

陳情の趣旨

議会は、2025年9月10日付、神市会政第213号で、「そのような事実はなかった。」と審査打ち切りを発信した。

2019年当時、長年に渡る法第13条違反の児童福祉司等不配置については、通告後の翌年度予算書に急速増員を計上した。憲法違反、違法送致、無効、神戸新聞が監禁を掲載、通告、強要等や施設の無資格者配置、全児童に治療方針・治療がない医師法違反、虚偽公文書作成同行使、証拠隠滅等や不正監査、決裁無、捏造答弁等を委員会は、全く審査してない。

2019年6月28日、施設等の犯罪を隠すため1) 憲法第31条【法定手続きの保障】違反の法第27条第5項(措置の変更)手続きを省き【無効】、被害児のみを児相に送致。2) 憲法第34条【不法拘禁に対する保障】違反の法第27条の3手続きを省き、被害児のみを【逮捕・監禁】(刑法第220条)。3) 憲法第11条【基本的人権の享有】違反。を重ねた。

4) 2022年8月16日、児相会議室に於いて部長、課長2名、法務担当、臨床心理士及び私出席の席上で、部長は、2019年8月14日、児童と面談し、児童の外傷性緘黙症状を確認し、「アンケート形式で、暴力を振るわれるのを警戒してしまう。イヤな事される。イヤな事された。またタタカレルのか心配だ。タタカレたらイヤだ。と〇〇君が応えている。」と犯罪・ヤラセを言質。治療せず、児童を監禁し続けた。録音イヤセ・カツアゲの加害児・被害児・全目撃児に聴取を省き、児童福祉司、児童心理司の業務を省き、憲法違反・違法送致・無効・監禁・通告・強要等の犯罪を隠し、重大事態、証拠隠滅の行政責任を全く審査してない。

全児童に、診断基準等に基づく治療の目標・方針の設定なく、治療がない。従って、児相等には、虐待の連鎖・PTSD児が一人もない?

施設は、再虐待の連鎖・再PTSD・二次障害児に治療方針なく、無資格者を配置、業務・補助金不正監査を全く審査してない。

児童は、施設上級生二人組の日常的執拗な殴打・ヤラセ等が過激化し続け、そのヤラセ等犯罪の加害児、被害児、全目撃児が、医師法第23条規定の治療を省かれ、〇〇職員等の「命令隷属的支配統制、虐待加担、大声で

怒鳴る、口封じ、屈辱洗脳、孤児院扱い」に晒され続けた。

成長発達期、人格形成期に致命的恐怖・屈辱・絶望、再虐待の連鎖、再PTSD、再障害特性症状等の重症化、二次障害に、診断・治療を省いた。

2019年7月3日、神戸市に法第33条の12規定により、「虐待の放置」、「再虐待の連鎖」、「再PTSD」、「二次障害」等に対し、医師法違反の治療省き、児童福祉司無配置、施設から児相への違法送致【無効】、【監禁】犯罪、法第48条違反、憲法・地公法違反、人権侵犯等を通告した。係長及び〇〇職員は、児童福祉司不配置・送致・【無効】・監禁等の通告事項に、犯人を隠すため、検証・記録・決裁「何もない。」と言質した。

2019年7月16日、施設長は、1) 今後、施設で□□さんを保護することない。2) 内部監査・外部監査全部通過した。3) 〇〇(職員)に研修受けさす。と、業務の不正監査、犯罪者〇〇に研修?を言質。録音在。神戸市は、児童の母親に施設の退所を強要(刑法第223条)し、借家を借りさせ、2019年8月28日、送致・無効・監禁・通告・強要・治療省き・二次障害・緘黙症状を確認し、兄妹の兄のみを強制退所させた。

2024年1月16日付外傷性ひきこもり、外傷性不登校、外傷性緘黙症状、違憲、違法送致、無効・監禁・通告・強要・証拠隠滅等を告発した。

陳情の事項

地方自治法第138条の4【委員会・委員・附属機関】第3項規定に基づく外部専門的第三者委員会を設置し、2019年当時、神戸市の長年に渡る下記の通告・罪犯・証拠隠滅・行政責任等の調査・検証・記録・決裁省き・虚偽・捏造、不正監査等を調査・検証し、結果の公表を陳情します。

- 【1】診断・治療省き。【2】虐待の放置。【3】児童福祉司等配置省き。
- 【4】施設から児相への違法送致。【5】無効。【6】人権侵犯。【7】憲法違反。【8】監禁。【9】退所の強要。【10】強制退所。【11】外傷性ひきこもり、PTSD、緘黙症状に治療・支援省き【12】虚偽公文書作成・同行使。【13】市議会へ捏造答弁。【14】業務・補助金不正監査。
- 【15】監禁部屋の机椅子、洗面、ベッド、窓等の配置図及び監禁日数。
- 【16】市長への通告事項。【17】証拠隠滅。【18】全入所児童及びその家庭に、虐待の連鎖・PTSD・障害特性等の法的根拠ある診断基準等に基づき専門的知識・技術に基づく診断及び治療の実施並びに全退所者に法的根拠ある支援。【19】退所させた外傷性ひきこもり、外傷性緘黙症状等に対する責任。

以上